

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月28日
【四半期会計期間】	第74期第2四半期 (自平成24年7月1日至平成24年9月30日)
【会社名】	岩井コスモホールディングス株式会社
【英訳名】	IwaiCosmo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沖津 嘉昭
【本店の所在の場所】	大阪市中央区今橋一丁目8番12号
【電話番号】	(06) 6229-2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務担当 笹川 貴生
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区今橋一丁目8番12号
【電話番号】	(06) 6229-2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務担当 笹川 貴生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月12日に提出いたしました第74期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）の四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

1 事業等のリスク 重要事象等

第3 提出会社の状況

3 業務の状況

(3) 自己資本規制比率 岩井コスモ証券株式会社（単体）

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】 重要事象等

（訂正前）

欧州債務問題の深刻化に加え世界経済の成長は長期的に鈍化するとの見方を背景に投資家のリスクオフの姿勢が強まるなど、証券業界を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、平成25年3月期第2四半期まで、6四半期連続の営業赤字、経常赤字を余儀なくされました。

しかしながら、当社の100%子会社である岩井コスモ証券株式会社の平成24年9月末の自己資本規制比率は、417.4%となっており、金融庁に届け出が必要な140%を大幅に上回っていると同時に、連結純資産は24,588百万円と経営上必要な剰余金を十分に有し、資金調達面においても無担保借入枠は十分に確保できています。

（省略）

（訂正後）

欧州債務問題の深刻化に加え世界経済の成長は長期的に鈍化するとの見方を背景に投資家のリスクオフの姿勢が強まるなど、証券業界を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、平成25年3月期第2四半期まで、6四半期連続の営業赤字、経常赤字を余儀なくされました。

しかしながら、当社の100%子会社である岩井コスモ証券株式会社の平成24年9月末の自己資本規制比率は、413.6%となっており、金融庁に届け出が必要な140%を大幅に上回っていると同時に、連結純資産は24,588百万円と経営上必要な剰余金を十分に有し、資金調達面においても無担保借入枠は十分に確保できています。

（省略）

第3【提出会社の状況】

3【業務の状況】

(3) 自己資本規制比率 岩井コスモ証券株式会社（単体）

(訂正前)

		当第2四半期 連結会計期間末 (平成24年9月30日)
基本的項目（百万円）	(A)	26,943
補完的項目（百万円）	(B)	286
	その他有価証券評価差額金（評価益）（百万円） 金融商品取引責任準備金（百万円） 一般貸倒引当金（百万円）	20 262 3
控除資産（百万円）	(C)	1,757
固定化されていない自己資本（百万円）	(A) + (B) - (C)	25,473
リスク相当額（百万円）	(E)	6,102
	市場リスク相当額（百万円） 取引先リスク相当額（百万円） 基礎的リスク相当額（百万円）	567 1,058 4,476
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	417.4%

(注) 上記については、金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。

(訂正後)

		当第2四半期 連結会計期間末 (平成24年9月30日)
基本的項目（百万円）	(A)	26,943
補完的項目（百万円）	(B)	286
	その他有価証券評価差額金（評価益）（百万円） 金融商品取引責任準備金（百万円） 一般貸倒引当金（百万円）	20 262 3
控除資産（百万円）	(C)	1,757
固定化されていない自己資本（百万円）	(A) + (B) - (C)	25,473
リスク相当額（百万円）	(E)	6,157
	市場リスク相当額（百万円） 取引先リスク相当額（百万円） 基礎的リスク相当額（百万円）	567 1,114 4,476
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	413.6%

(注) 上記については、金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。